平成２８年（フ）第５７８号
仙台市泉区館５丁目３番地の７
債務者　佐々木洋子
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第５９１号
仙台市泉区将監５丁目１番25―46号
債務者　氏家　幸子
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４３号
秋田県由利本荘市西目町出戸字浜山７番地101
債務者　三浦　和代（旧姓鬼澤）
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２８年（フ）第５２号
福島県いわき市平沼ノ内諏訪原２－５－４、住民票上の住所福島県いわき市平下荒川字久世原６番地の107　市営住宅24号
債務者　白土　幸子
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２８年（フ）第３７号
滋賀県長浜市口分田町236番地１　パークタウンＮＫ212号室
債務者　小山　和也
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２８年（フ）第９２４号
京都府宇治市大久保町旦椋76番地の１　府営西大久保団地10棟202号、前住所京都府宇治市伊勢田町名木２丁目１番地の121
債務者　ユタカ農場能田耕寛こと　能田　泰宏
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９４２号
京都市右京区西京極三反田町１番地　２－101
債務者　竹内　龍太
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９７０号
京都市東山区東大路渋谷上る常盤町459番地22　レジデンスＳＹ　２－Ａ
債務者　戸津　里美
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３６３号
兵庫県姫路市阿保乙340番地パークサイドライヴン202
債務者　小林　智哉
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３６７号
兵庫県神崎郡福崎町福田959番地２
債務者　高寄栄一郎
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第４０号
島根県浜田市長沢町600番地１、前住所島根県浜田市黒川町108番地11（202）
債務者　塩滿　　淳
1　決定年月日時　平成28年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２８年（フ）第１３９９号
福岡県糟屋郡志免町志免１丁目15番25号　トライアングル106号
債務者　北崎　訓子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４８１号
福岡市東区八田２丁目27番１―202号
債務者　江渡　正行
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４８２号
福岡市東区八田２丁目27番１―202号
債務者　江渡安里采
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４９０号
福岡県宗像市日の里４丁目12番地１　パークハイム105号
債務者　赤司　勝彦
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１５４７号
福岡市城南区梅林２丁目11番18号
債務者　林　千寿子（旧姓宗）
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７６号
鹿児島県阿久根市本町13番地
債務者　坂松　敏之
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係